

宮崎市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の行政改革の推進に資するため、宮崎市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(内容)

第2条 市長は、委員会の委員から次に掲げる事項について、その自由な意見を聴くものとする。

- (1) 行政改革の推進に関する事項
- (2) 行政改革大綱の策定に関する事項
- (3) 行政改革大綱の進行管理に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、各界各層の知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員が互選した者を座長として運営する。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指定した委員が代行する。

3 委員会は、必要に応じて市長が召集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部人事課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

## 宮崎市行政改革推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 本市の健全財政を確立し、行政全般について総合的、効率的運営を図るため、宮崎市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 事務事業の総点検に関する事。
- (2) 組織機構の改善に関する事。
- (3) 歳入の確保及び歳出の効率化・合理化に関する事。
- (4) その他市の行財政全般に関する事。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長、副本部長は副市長を、本部員は別表1に定める職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し議長となる。

2 本部長が不在のときは、総務部の事務を担当する副本部長が職務を代理する。

### (幹事会の設置)

第5条 推進本部を補佐し、本部長の指示する事項を検討するため、幹事会をおく。

- 2 幹事会は、別表2に定める職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に会長及び副会長をおき、会長は人事課長を、副会長は財政課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、会長が招集し議長となる。
- 5 会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。

### (庶務)

第6条 推進本部の庶務は、総務部人事課において行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成7年6月1日から施行する。
- 2 宮崎市行政改革推進本部設置要綱（昭和57年11月17日施行）は廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

企画財政部長
総務部長
税務部長
地域振興部長
環境部長
福祉部長
健康管理部長
農政部長
観光商工部長
建設部長
都市整備部長
佐土原総合支所長
田野総合支所長
高岡総合支所長
清武総合支所長
会計管理者
上下水道局長
消防局長
議会事務局長
教育長
教育局長
農業委員会事務局長
監査事務局長
選挙管理委員会事務局長

別表 2

企画政策課長
財政課長
総務法制課長
人事課長
納税管理課長
地域コミュニティ課長
環境保全課長
福祉総務課長
保健医療課長
農政企画課長
観光戦略課長
土木課長
都市計画課長
佐土原総合支所地域市民福祉課長
田野総合支所地域市民福祉課長
高岡総合支所地域市民福祉課長
清武総合支所地域市民福祉課長
会計課長
上下水道局総務課長
消防局総務課長
議会事務局総務課長
教育委員会事務局企画総務課長
農業委員会事務局次長
監査事務局次長
選挙管理委員会事務局次長